

午前10時30分開会

○小林委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座らせて、やらせていただきます。

欠席届が出ております。和泉橋出張所長がお子さんの監護、養育のために欠席、事務局長が弔事のため欠席です。

8月26日の議会運営委員会において申合せをしましたので、本日から委員会のライブ中継、映像配信を、本定例会からも当委員会も対象となっているため、本日からライブ中継、映像の配信がされます。委員、理事者の皆様には、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、日程に先立ちまして、9月11日付でデジタル担当部長に財産管理担当課長（事務取扱）の発令がありました関係で、お手元に本日時点での名簿をお配りしております。ご確認をお願いいたします。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 次、それでは、本日の日程を確認ください。地域振興部の報告事項が1件です。この日程どおり進めてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、日程1、報告事項に入ります。地域振興部1、指定管理者施設に関するモニタリングについて、理事者から説明を求めます。

○菊池文化振興課長 それでは、指定管理者施設に関するモニタリングにつきまして、地域振興部資料1-1と1-2に基づきましてご説明を申し上げます。

指定管理者制度につきましては、区の参画・協働ガイドラインにおきまして協働型委託の類型と位置づけられており、受託者による管理運営の自主性を引き出すとともに、事業の履行状況を的確に把握することが求められております。

まず、冒頭、私のほうから指定管理者のモニタリング制度の概要についてご説明をさせていただきます。地域振興部資料1-1をご覧ください。

初めに、項番の1、モニタリングの全体像でございます。区では、指定管理者が適切に管理運営を行っているかどうかチェックするために、指定管理者制度を適用している区有施設に対して共通してモニタリングを実施しまして、その運営状況の把握に努めております。その内容といたしまして、（1）事業報告や現場確認を通じて区の責任として事業の実施状況を把握する、（2）利用者アンケート等を通じて区民の声を把握する、そして（3）経営状況や労働環境については専門家からのアドバイスを受けることとされております。

項番の2、専門家によるモニタリングでございますが、施設経営とリスク管理をチェックする公認会計士等による経営財務モニタリングと現場の労働環境をチェックする社会保険労務士等による労働環境モニタリングの二つを実施し、その実効性を担保しております。

次に、項番の3、この専門家によるモニタリングのスケジュールでございますが、指定管理者指定の1年目に社会保険労務士等による労働環境モニタリング、指定2年から3年

目にかけて公認会計士による経営財務モニタリングを実施しております。なお、指定期間が10年間の施設におきましては、このサイクルを5年間ごとに実施することとなっております。

右側の下段、こちらに各指定管理者施設のモニタリングのスケジュールをお示しております。令和5年度は、いきいきプラザ一番町が労働環境モニタリング、千代田図書館、スポーツセンター、九段生涯学習館、障害者就労支援施設が経営財務モニタリングを実施いたしました。

私のほうからは、地域振興部所管の千代田図書館のモニタリング結果をご報告し、その後、生涯学習・スポーツ課より地域振興部所管の施設についてご報告をいたします。いきいきプラザ一番町と障害者就労支援施設のモニタリング結果につきましては、保健福祉部所管の常任委員会で報告の予定となっております。

それでは、次に、資料の1-2をご覧ください。

項番の1、経営財務モニタリングの概要です。対象施設は千代田区立図書館、まちかど図書館を含めた五つの区立図書館でございます。指定管理者は千代田ルネッサンスグループ、代表団体を株式会社小学館集英社プロダクションとするコンソーシアムとなっております。指定期間は令和4年当初から令和8年度末となっております。

項番の2、モニタリングの流れでございますが、決算資料などから財務状況などの確認を行いまして、その内容を指定管理者にも共有した上で、頂いたアドバイスを今後の事業改善につなげるため、区も必要に応じてフォローアップを行うこととしております。なお、モニタリングの結果につきましては、本日の委員会の報告後、ホームページで公表させていただきます。

次に、項番の3、経営・財務状況をご覧ください。

まず、（1）施設利用状況につきましては、コロナ禍の時期と比較しますと、徐々に回復基調を示しているところでございます。

次に、（2）収支状況ですが、指定管理料に研修室等の使用料、ショップやカフェ等の販売料等に加えまして、令和4年度につきましてはコロナ禍における損失補償額を追加した収入額、こちらから人件費や施設の維持管理費、さらに企画展示等の事業費等の支出額を控除しました令和4年度の収支につきましては、1,367万8,765円のマイナスとなっております。

この損失補償額につきましては、指定管理の協定書第47条に基づく協議とともに、損失補償に係る取扱いの庁内通知に基づきまして、平常時とコロナ禍時の状況比較の中で想定された損失分を積算するものでございます。

次に、項番の4、モニタリングを受けての提言とアドバイスをかいつまんでご説明いたします。

まず、（1）運営業務につきましては、本の街・神保町との連携、ビジネスパーソン向けの事業、また、改定を予定している子ども読書活動推進計画に基づく親子向けのイベントなど、5館それぞれの地域特性を生かした運営が期待されるということでした。

次に、（2）財務状況につきましては、おおむね良好な運営状況になっているものの、収支につきましてはマイナスの状況となっているため、経費増加抑制のほか、収支のマイナスが最小限になるような取組を進めるようにということでした。

最後に、（３）利用者サービス向上の視点からのアドバイスでございますが、千代田区立図書館がビジネスユーザーの需要に corres していること、また、予約冊数を増やすなど利用者満足度の高いサービスを提供しているというような評価を頂いております。一方、接遇サービスにつきましては、個人スキルにばらつきがあり、さらなるサービスレベルの向上が求められるとのアドバイスを頂いております。これらのアドバイスにつきましては、指定管理者と共に課題を共有し今後の効果的な事業展開につながるよう、区としましても指導監督を徹底してまいります。あわせて、月次の定例会など定期的な指定管理者との情報共有の中で取組状況の把握に努めてまいります。

なお、今回、参考資料３といたしまして、千代田区立図書館の事業運営概要をまとめさせていただきます。後ほどご確認いただきますようお願いいたします。

少々長くなりましたが、私からの説明は以上です。

○小林委員長 ちょっと待って。今、資料３の、後で見てというので、特に何かあったら、説明はありますか。

○菊池文化振興課長 資料３の評価のところでございますけれども、まず、３ページ目でございます。区による評価・改善要求の概要でございます。区としましては、利用者満足度が９５％を超える高い評価を超えているというところでございます。これを引き続き実施していただきたいと考えております。また、今後の指定管理に期待することとしまして、今年度改定予定の子ども読書活動推進計画を踏まえまして、子どもも大人も楽しめるような事業展開を期待しているといったところでございます。

以上です。

○小林委員長 はい。

それでは、引き続いて。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 資料１－３をご覧ください。令和５年度千代田区立生涯学習館経営財務モニタリングにつきまして、ご説明いたします。

令和４年４月１日から令和９年３月３１日までの５年間、九段生涯学習館の指定管理者としまして、ちよだすぼすたみらい、こちらは美津濃株式会社を代表企業とするコンソーシアムでございますが、こちらが指定されました。令和５年度は管理運営の２年目に当たるため、経営財務モニタリングを行ったところでございます。

資料左上の１、経営・財務モニタリングの概要をご覧ください。対象は千代田区立九段生涯学習館、方法は指定管理者制度第三者評価を行っている事業者である株式会社プレインファームによる財務状況、現地聞き取り調査等による経営状況の分析です。また、モニタリングの視点は、財務や経営状況の課題及び改善点の抽出です。

右上の２、モニタリングの流れにつきましては、記載のとおりでございます。

左のほうの３、経営・財務状況でございます。

（１）令和４年度の施設利用件数は７,５３０件でございます。

また、その下、（２）の事業内容につきましては、資料に記載の数値のとおりでございます。

その下の（３）施設の収支状況でございます。令和４年度でございます。収入は、指定管理料が約１億１,５００万円、施設利用料や事業収入などの収入が約１,１８０万円で、収入の合計は約１億２,６８７万円、対する支出は約１億２,６６８万円、収支差額は約１

9万円の黒字ということで、コロナ禍でありましたがコスト削減努力等により黒字収支が維持できたという状況でございます。

次に、右側、4、提言・アドバイスでございます。

（1）運営業務につきましては、おおむね計画書どおりに事業が実施できていること、オンラインツールの活用により「ヒヤリハット事例」を共有するなど、円滑で効果的なコミュニケーションが行われていること、職員の役割や責任体制が明確化されていること、区や協力事業体との定期会議で情報共有を行っていること、指定管理者のノウハウは施設運営に生かされていることなど、関係法令や基本協定書及び提案書に沿った施設運営がおおむね適正に行われているということでございます。

その下、（2）財務状況につきましては、利用者数がコロナ前の水準に戻らない中で、コスト削減努力等により黒字収支が維持できており、おおむね適正であると考えております。

（3）利用者サービスの向上につきましては、接客に関する研修を全員が受講でき、マナーやスキルアップの機会を設けていること、障害者などが施設利用する際には積極的な支援や介助を行っていること、毎年利用者アンケートを実施し、寄せられた意見を備品整備に反映していること、対応できない意見については館内に回答を掲示し利用者の理解を求めていることなど、サービス向上に努めていると考えております。

また、各種コンテンツを自主製作し、積極的な情報発信を行っているものの、利用者数がコロナ禍前の水準まで戻り切っていない状況であり、新しい利用者層の開拓が望まれるということです。

モニタリングの結果を踏まえ、より一層、質の高いサービスを安定的・効果的に提供できるように、引き続き指定管理者に求めてまいります。また、このモニタリング結果は、事業者へ通知するとともに、区のホームページ上で公表してまいります。

続けてよろしいでしょうか。

○小林委員長 どうぞ。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 続きまして、資料1-4、令和5年度千代田区立スポーツセンター経営財務モニタリングにつきましてご説明いたします。令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、スポーツセンターの指定管理者として、ちよだすぼすたみらいが指定されました。令和5年度は管理運営の2年目に当たるため、経営財務のモニタリングを行ったところです。

資料左上の1、経営・財務モニタリングの概要をご覧ください。対象は千代田区立スポーツセンター、方法、視点は先ほどの九段生涯学習館と同様ですので、説明は割愛させていただきます。

また、右上の2、モニタリングの流れは記載のとおりでございます。

左側、3、経営・財務状況です。令和4年度の施設利用者数、事業の実施状況などは表の数字のとおりでございますが、（1）から（5）までの合計数で申し上げますと、（1）の施設利用状況は22万760人、（2）の個別指定事業実績は8,512人、（3）募集制教室事業実績は8,582人、（4）すぼすたちよだクラブプログラムの参加実績は1万315人、（5）区民無料開放日利用状況は6,230人です。

その下の（6）施設の収支状況ですが、収入が、指定管理料が約1億5,400万円、

施設利用料や事業収入などが約1億円、損害・損失負担金が約2,400万円の収入合計は約2億7,800万円、対する支出も同額の約2億7,800万円でした。

この米印の損害・損失負担金についてですが、新型コロナウイルスの蔓延により、スポーツセンターの利用者数は大幅に落ち込みました。そこで、基本協定書第46条及び庁内通知に基づきコロナ禍による収入減を不可抗力と判定し、合理性の認められる範囲で区が負担する金額を算定し、損失補償を行いました。そのため収支が均衡し、収支差額は0となっております。

次に、右側4、提言・アドバイスです。

(1) 運營業務につきましては、要求水準書にある生涯スポーツに関する個別指定事業を全て実施していること、情報セキュリティ管理が適正に行われていること、職員の役割や責任体制が明確化されていること、区や協力事業体と定期会議で情報共有を行っていること、施設運営のノウハウは円滑に情報共有されていることなど、関係法令や基本協定書及び提案書に沿った施設運営がおおむね適正に行われているということです。

(2) 財務状況につきましては、利用者がコロナ前の水準に戻らず収入補填を受けており、テレワークを推進する大手企業が区内に多く所在するという地域特性があるとはいえ、区内在勤者の利用回復が大きな課題であるとの指摘を受けております。

(3) 利用者サービスの向上につきましては、接客に関する研修を全員が受講でき、マナーアップやスキルアップの機会を設けていること、障害者などが施設利用する際に積極的な支援や介助を行っていること、毎年利用者アンケートを実施し、寄せられた意見を備品整備や教室プログラムの改正に反映していること、トレーニング室の初期利用者には必ず使用方法を説明し、事故防止に努めていること、来館者にビンゴカードを配付し利用者が施設を楽しく利用できるようにするなど、サービス向上に努めていると考えております。

モニタリングの結果を踏まえ、より一層、質の高いサービスを安定的・効果的に提供できるよう、引き続き指定管理者に求めてまいります。また、このモニタリング結果は、事業者へ通知するとともに、区のホームページ上で公表してまいります。

ご説明は以上です。

○小林委員長 説明が終わりました。委員の方からの質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 このモニタリングなんですけど、まず、一つ、公認会計士等の方と社会保険労務士、その他、モニタリングに関して第三者的にアドバイスを頂いている方のお名前とかは記載したほうがいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○菊池文化振興課長 今回、図書館のモニタリングにつきましては、事業者名、経営総研株式会社に委託をお願いいたしました。その中に配属されております中小企業診断士の方に今回、財務・経営モニタリングをお願いしたところでございます。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 資料1-3、1-4の左側の1、経営・財務モニタリングの概要のところに記載してございますが、この2施設は株式会社ブレインファームにというところに委託をしまして分析を行ったところでございます。方法等につきましては、図書館と同様でございます。

以上です。

○小林委員長 今、会社は、そういう2社にお願いしていますと。委員の方は、誰がやっているのか、公認会計士とか、どういう人がやっているのかというのは書いたほうがいい

んですかと言っていますけれども、それは判断として別に会社が保証すればいいと思うんですけど。そういう判断でいいんですよ。承知しているんですか。

○佐藤文化スポーツ担当部長 このモニタリング、経営財務、また労働環境に関しても、第三者機関というところに委託をして行っていますので、その仕様書に書いてあるような仕事を遂行してもらうということで、実際に、この会社がどの中小企業診断士の方をお願いしたか、また、公認会計士の方をお願いして見てもらったかというのは、こちらも把握していない状況です。

○のざわ委員 何でこんなお話をしているのかなと申しますと、まず、ここに区のお金が入ってまして、しかも千代田図書館は10億円ぐらいお金が入ってまして、それで、わざわざここに決算のところでアドバイスを公認会計士等から頂いている。普通に考えると、要は、財務監査というか、監査的なものを非常に重視して行っているというふうに見えますので。

ここの会計士等に当たるところが、今おっしゃったブレインファーム様ですとか、あと、もう一つ、経営総研ですか、お話をされているところが1回受けて、その中で公認会計士の方、社会保険労務士の方に委託されているという立てつけだと思うんですけども、だから大丈夫ですというのも分かるんですが、だったら公認会計士等という公認会計士の名前を出さずに、第三者評価機関という書き方をすれば、まずは、その点についてはいいのかなと思いつつも。

公的なお金が10億円ぐらい入って、なお黒字のときもあれば赤字のときもあるということで、内容的に法定監査の対象にはならないんですけども、千代田区としては、それぐらいに近い監査をするという立てつけにしてもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○小林委員長 ちょっと整理します。要するに、ここの2者、今、モニタリングをやった会社がブレインファームと、それから経営総研という会社も、そもそも選ぶときに入札をしているんでしょう。入札をして、その中で選ばれてきた。中のいろいろ、当然、指定管理料も払っているし、それから足りなくなるなら、補填するんだったら、ちゃんとできているかどうかの公認会計士とか書いてあるなら名前を出せと言っているんだけど、それは今、会社にちゃんとやってもらっている。その会社は会社で、ちゃんと入札をして上がっている。

じゃあ、その会社ってどういう会社ということが分かればいいんで、今日じゃなくてもいいので、その会社がどういう会社であるか、もしくは入札した、どんな入札をしたかというのが分かる資料を出していただければ、それでいいのかなと思うんですけどね。やっている手順については疑義があるわけではないんで、情報をもう少し出してもらうということでもいいかなと思うんですけど。

のざわ委員、そういうことですね。

○のざわ委員 そうですね。

あとは、監査。監査に関しましては、公認会計士等とうたっていらっしゃるんで、そこら辺の内部統制のチェックとかも出されたほうがいいんじゃないかなというふうには思うんですけども。

○佐藤文化スポーツ担当部長 今回、モニタリングをしていただいた会社については、委

員長が整理していただいたような資料を後ほど、後ほどというか後日出させていただきます。

監査につきましては、これ、指定管理料、ほとんどが委託料で、区の予算から執行してそれぞれの事業者にお支払いしているということですので、今回、また、この議会でも、決算議会ということで決算の対象になっている経費でございます。その監査については、区の監査委員、公認会計士の方も入っておりますし、弁護士の方も入っておりますし、議員選出の委員さんも入っておりますし、そういう中で監査を行って特に指摘はなかったということでございます。細かい内容については、また決算審議の中でご質問いただければ、こちらで答えられる範囲で答えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 ありがとうございます。

あとは指定管理料、この第三者機関評価にお支払いするモニタリングチェック料というんでしょうかね、それも、もしよろしかったら記載されてはと思うんですが、いかがでしょうか。

○菊池文化振興課長 図書館のモニタリングを今回お願いしました経営総研株式会社につきましては、委託料は約50万円程度でお願いしております。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 九段生涯学習館とスポーツセンターにつきましては、株式会社ブレインファームに46万6,400円税込みで委託のほうをさせていただいております。

○小林委員長 のざわ委員、よろしいですか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 失礼しました。それぞれです。それぞれ1施設ごとに46万6,400円でございます。失礼いたしました。

○小林委員長 のざわ委員、よろしいですか。

○のざわ委員 それ、1施設ごとって、九段生涯学習館全体で46万円ということですか。そうですか。40万円で、何を。すごく安いことは非常にいいと思うんですが、内容的には問題ないんでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 委託内容につきましては、こちらの資料の1-3、4の左上の概略のところにも若干あるんですけども、施設の現状把握ということで、現地調査等を踏まえ施設の現況や施設利用状況の確認を行い、当該施設の置かれた環境などの施設の強み弱みの分析、経営状況の把握、指定管理事業者の経営状況の把握等を行ったり、経営的視点から行政コスト計算を行うとともに、他自治体の類似施設の分析・比較等を行い、また、それに対して事業運営に対する具体的な提言ということで区民サービス向上のためのアドバイスを頂いているというところでございますので、今までのほかの経財モニタリングの施設と同様に、そういった財務の視点から今回しっかりと監査をしていただいた、ああ、監査じゃないですね、すみません、モニタリングをしていただいたものというふうに認識しております。

○小林委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 はい。

○小林委員長 ほかにございますか。

○大坂委員 今、事業者さんのことについて少し、のざわ委員のほうからあったんで、そ

こに関連したところで。

生涯学習館とスポーツセンターのほうの事業者さんについて、ちょっと気になった点があったのでお伺いするんですけども、これ、このモニタリングというのは、指定管理が始まって2年目に行われているということを見ると、5年間の中でしっかりと、これ、運営ができるのかどうか。問題点を洗い出して改善をしていくということが大前提にあるもので、監査とはまたちょっと別の要素があるんだろうと思って認識しているんですけども。その上で、この報告書を見てみると、おおむねいいことが書いてあると。運営状況については問題がない。問題がないというのは非常にいいことだとは思いますが、九段生涯学習館についてもスポーツセンターにとっても、全国を見て、これ以上の運営をしている事業所がないかと言われれば、決してそうではないと思っております。

要は、何が言いたいかということ、改善する点というのは恐らくたくさんあるんだろうというふうに思っているんですね。大きな問題がないにしても、改善してどんどんどんどんよくなっていくための努力というのは、やっぱりしていかなければいけないというふうに思っているんですけども、これを見ると、特にそういう、ここをもっとこうしたほうがいいのか、利用者の声を聞いてこうすべきだというような報告が上がっていないように見えるんですが、報告に上がっていない中で細かな点で様々な改善提案とか、そういったものというのは、実際、事業者ないし区のほうにはモニタリングの結果から出てきているのかどうかということについて、お答えください。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 まず一つ、改善の努力をもう少ししたほうがいいのかという細かい点があれば、ご指摘したほうがいいんじゃないかというふうなお話です。すみません。大きな話としては、やはりコロナ禍の前に利用者数がどちらの施設も水準まで戻っていないということで、何らか新たな顧客層とか、あるいは在勤者等、スポーツセンターの場合、特に在勤者等に働きかけをして利用者数を以前の状態に戻さないと、なかなか利用者収入が厳しいんじゃないかというふうなご指摘は頂いているところでございます。

あと、細かな点につきましては、この中では確かに改善点という、よくない点ということでの指摘というのは頂いておりませんが、日々、月に1回、指定管理者との定例会議とかもございまして、そうした中で利用者さんのお声とかは拾っておりますので、そうしたものも踏まえて日々、改善に向けて努力しているところでございます。こちらの内容につきましては、確かに、おっしゃるとおり、そんなに駄目なことは書いていないというふうな、そういうものではございますが、我々としては、そういう努力は常に欠かさないでやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○大坂委員 そういった視点でやっていただかなければならないと思っておりますし、報告書の一番上のフローチャートのところ、一番最後が事業計画に反映していきますよというところが書かれていますので、じゃあ、このモニタリングをやって何か変わったのかということまで示していただかないと、やっぱりやった意味がないのかなというふうに感じるので、そこまで踏み込んでモニタリングの結果を踏まえて体制を整えていただきたいというのが一番言いたいところなんです。

一方で、先ほども言いましたけれども、いいところしか書かれていないよねというところがやはりちょっと引かかるんですよ。何が言いたいかということ、最低限度、できていればいいよねというようなことが書かれているように受け止めてしまうんですよ。事業



者さんの立場と、あと、モニタリング事業者さんの立場をちょっと考えてみると、モニタリングされた事業者さん、恐らく様々な公共施設に関する指定管理制度についてノウハウをお持ちの事業者さんだとは思いますが、一方で指定管理に応募をする事業者さんのサポートをされていていらっしゃる会社さんでもあるので、どちらかという指定管理者、事業者さん側の立場に立ったモニタリングになってはいないかなという懸念があります。

要は、千代田区の側、それと利用者側と、で、指定管理されている事業者側、この3点、しっかりと中立の立場でモニタリングをしていただいて、区民にとっていいような運営に持って行っていただかなければいけないのに、それがちょっと事業者さんに偏り過ぎてはいないかなという懸念があるので、その点についてしっかりと。今回はこういった形になりましたけれども、先々、これからモニタリングというのはやっていくものなので、この点も踏まえて事業者の選定等々もやっていただかないといけないのかなというふうに思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 大坂委員ご指摘のとおり、モニタリングをやる以上は、それが事業計画にしっかりと反映されて、よくない点等も反映されていく必要があるというふうに認識してございます。頂いたご意見を踏まえまして、次年度以降、モニタリングの方法につきましても改善・研究を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○小林委員長 米田委員。

○米田委員 図書館の経営財務モニタリングのところなんですけど、損失補填を3,700万入れていると。これはコロナ禍なんで、ある程度仕方がないと思っております。で、合理性の認められる範囲でとあります。これ、具体例をちょっと示していただいてもいいですか。

○菊池文化振興課長 具体的な損失補償金の算出なんですけれども、生じた損失から経費を節減した額を差引いた額を損失補償額として試算することになっています。具体的に図書館で参りますと、生じた損失というのは、お部屋の利用料、それからショップやカフェの販売料、それから日比谷カレッジというのをやっているんですけれども、あちらの受講が減ってしまった、その受講料。それから、感染症対策費というのは、これは、さらにかかっているものです。それから、経費を節減した部分もあるよねという。これは、実際に事業が大きく展開できませんでしたから、その事業費、あるいは一般運営費といったものについては、これは差引くといったところで試算した金額になっております。

○米田委員 適正にやられているということは、監査が入っているので、私もある程度致し方がないかなとは思っております。ただ、令和5年度も、これ、損失補填、予定だとあります。どのように令和5年度は改善しているのかということも、分かれば、ちょっとお示しいただきたいんですけど。

○菊池文化振興課長 令和5年度は、損失補償はしておりませんでした。ですが、令和5年度につきましても赤字が継続することになってしまいました。この要因を私なりに分析したんですが、やはり高コスト体質になってしまっているところが要因としてあると思います。材料費ですとか光熱水費が高騰する中で、やっぱりショップやカフェの収入が上がらなかった、あるいは入場料収入が予想よりも上がらなかったというところで、収支を圧迫しているというところがあると思います。これは今後、経営体質を改善していかなければならないというふうに思っております。

○米田委員 損失補填はしていないけど、令和5年度も赤字が続くと。ただ、改善点は見られているというのは理解しました。ただ、課長がおっしゃったように、経営財務モニタリングですから、これを受けて、どういうふうに黒字に展開していくかというのを今後、示していかないといけないと私は思っております。長期的に見て飲食店とかイベントを見直す、ここが、さっき大坂委員が言ったように、課題というところで上げるべき点かなと思いますんで、その辺を参考にさせていただいて今後のモニタリングをしていただきたいと思いますんですけど、いかがですか。

○菊池文化振興課長 やはり収支が赤字になってしまっている点につきましては、経営的に楽観視できる状況ではないと思います。ですので、こちらは、やはり外部環境に影響されないような自主財源をきちっと築いていただくといったようなことを求めて、将来、さらにコスト増が求められるかもしれませんが、そういったものに対応できる経営体制の改善につなげていきたいというふうに思っております。

○米田委員 最後にしますけど、図書館のところは、図書館、様々進展していきます。多分、デジタルコンテンツも増えてくるかと思えます。合理的配慮の上からでも、例えば目の不自由な方のための機材とかも増えてくると思えます。そういったところは惜しまずに、しっかり私はやっていかないと。だから、節減するところと、増やすところはしっかり増やす、こういった目で区はしっかり見ていくのが僕は大事だと思うんですけど、最後、いかがですか。

○菊池文化振興課長 はい。単純にコストを削減すればいいという話ではないというふうに私も思っております。千代田区立図書館としてのサービスの基準というのがありますので、そのサービス基準というのもしっかり守ってもらわなきゃいけないと思っております。区としては、区民や来庁される方にきちっと学習の機会ですとか情報を伝達して、皆さん方に、そういった豊富な図書館サービスに触れられるような拠点としてきちっと位置づけられるように、それが継続できるような形でサービスの要求水準は維持していきたいと考えております。

○小林委員長 ほかにございますか。

○小野委員 先ほどの質疑の中で委託事業者が2者ということだったんですけども、ちょっと基本的なことについてお伺いしたいと思えます。今回、資料類を全部出してくださって、資料のフォームがある程度統一化されているなというところが一つあります。その中で、委託事業者2者のときに、区から委託時の依頼として、こういったフォームをお願いしますというようなことを具体的に盛り込まれているんでしょうか。

○菊池文化振興課長 報告の様式自体は、こちらで指定するといった内容のものは特にございません。

○小野委員 はい、分かりました。会社が、事業者が2者にまたがったとしても、やっぱり見やすさというところでいうとフォームの統一化ってすごく大事ななと思えますので、むしろ、ここは見やすさとかポイントを押さえた上でのまとめ方というところで、今後、また委託事業者が別れてしまうようなときは、ぜひとも統一化というところでやっていただくほうがいいかなというふうに思いました。

ちょっと、そこを基に。今回、指定管理者に対する自己評価ですとか、それから改善してほしい点だとか、要は、参考資料で言うと6、7、8ですね、この辺りのところについ

ては記述式になっています。記述式の中での的を絞るのって結構大変だと思うんですけども、膨大な情報の取捨選択というんですかね、記載をする基準みたいなものというの、特には定めがないという理解でよろしいですか。

○菊池文化振興課長 まず、指定管理者による自己評価の部分については、サービス評価を受けて、指定管理者自身がそれをどのように受け止めているかということ自身の考え方で示すものですので、こちらのほうは自由記述となっております。また、区の評価としましては、それを受けた形で業務の改善の要求ができる内容のもの、また、さらに今後、サービスの向上に期待ができるものについて記載をするといった内容となっております。

○小野委員 よく分かりました。ありがとうございます。評価項目があって、ある程度、これについての記述っていうところがやっぱり指定があるといいのかなと思いましたが、あえて聞いてみました。

そうなってくると、先ほど大坂委員からもあったんですけども、見え方として、事業者寄りというか事業者目線というところと、また、そこと区とのやり取りというところに見えてしまうので、例えばなんですけども、区民からの声というのがアンケートを取られてあると思うんです。一部、改善点のところなどに、例えばホスピタリティーについてだとか、お声があったものを盛り込んでくださってはいるんですけども、区民からの声というところで一つ、こういう声がありましたというような実例なんかを参考として記述するというのも大事なかなと思いますけれども、その辺りについてはいかがでしょうか。

○菊池文化振興課長 報告書の中には一部、アンケートの記述の内容について触れられている部分もあります。ただ、今回説明資料に用いました資料の内容につきましても、こちらには記述をしておりません。

図書館につきましても、そういった区民の声につきましても、月次の定例会というものを実施しておりまして、事業者を交えた、そういった情報共有というのをやっております。また、例月、私ども職員が必ず1回、図書館を覆面で訪れましてサービスレベルチェックというのをやっています。そういった内容につきましてもパフォーマンス指標といった形で評価を下しておりまして、おおむね良好な状況を示していると思っております。こういった定期的な状況監査を通じまして、サービスレベルの維持に努めていきたいと考えております。

○小野委員 せっかく覆面までやられて、そしてアンケートも取って定例会までやられているので、そういった過程が見えるというのが結構、この、結果の報告って大事なのかなと思いますので、こういうことをやっています、こういうことを経て、こうしたことを最終的に改善要求として出していますというところがあると、さらに分かりやすく、いい資料として、今後見ていく方もいいのかなと思うんですけど、その辺りについての見解はいかがでしょう。

○佐藤文化スポーツ担当部長 指定管理者制度を導入している部ですね、地域振興部だけではなくて、最初の表にもありましたけど、子ども部もありますし保健福祉部もあります。これ、導入した当初、モニタリング、第三者機関へのモニタリングしなきゃいけないということで、民間開放、ここは公設民営の施設になるんですけども、その所管である政策経営部、今で言うと企画課と、こういう様式は調整して今の形になっております。なので、子ども部でも保健福祉部でも同じ様式で今回ご報告しているというところなんですけ

れども。

委員ご指摘のように、この報告様式も何年もたっていますから、様式そのものがこれでいいのかどうかというのも、確かに、ご指摘の点、こちらを受け止めますので、所管の政策経営部のほうとちょっと調整させていただいて、次年度報告する際には、また改善点についてご意見も伺いながら、新たな様式について区の庁内で調整していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○小野委員 ありがとうございます。ぜひ、結果が皆さんに伝わるように、また、見直しのご検討も頂けるということですので、よろしくお願いいたします。

次に具体的なですけども、図書館の件ですね。今回、6の指定管理者による自己評価というところがありまして、四番町の来館者数について触れています。仮施設の運営ということで問題となる結果ではないと考えていますとあるんですけど、四番町図書館って、ご承知だと思っておりますけれども、実は、来館者数というところはどうしても図書館って目が行きますけれども、実際には、地域の要請とか期待があって積極的に出前のサービスをされたりとか、出張でいろんなイベントを開催とかされていて、必ずしも来館者というところだけで評価するのではなくて、プラスアルファの活動をされているということも評価の中に入っているのかどうかというのが少し気になったところでした。

やっぱり、実際にこういう新しい取組をしていますとか、特にコロナ禍で屋内が皆さん厳しい状況であるというときに、イベントを開催するときに屋外でやってみたりとか、新しいチャレンジをしたことについても少し触れていただくと参考に今後なっていくかと思っておりますので、その辺りのところも併せてご検討いただくと大変ありがたいと思っております。

○菊池文化振興課長 四番町図書館がほかの施設に比べて少し満足度が低いといった点についてでございますけれども、ご案内のとおり、あそこの施設は非常に狭隘な施設でございます、利用者にとっては少し利用しにくい施設。そういった側面から考えますと、そういった側面から考えてみますと、それでもなお健闘している満足度かなというふうに思っております。

委員ご指摘のとおり、四番町図書館は、そういった施設環境にあっても独自のサービスというのを展開しておりまして、親子の読み聞かせサービスとかを積極的に行っていますし、また、一番町の本の森といった事業に出張いたしまして積極的に区民と交流するような事業も展開しております。地域地域ごとに求められる特性に応じたサービスというものを、せっかくある6図書館でございますので、展開していくことで、総合的に図書館サービスの向上に努めていきたいと思っております。

○小野委員 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○小林委員長 ほかにございますか。

○のざわ委員 地域01-01の指定管理者施設に関するモニタリングのところを見まして、一番初めのところに1、区としての責任の遂行というところで、事業計画の承認と事業報告、履行状況の確認というところで。区が行いますことですので、全てが収支だけではないというのはよく分かっているんですけども、この文面を見ると、毎年、一応、事業計画の承認と事業報告、履行状況の確認をされているということなので、恐らく赤字をいいという判断はないんだろうなという中で、まず一つ、これ。

ここに書いています1年目が労働環境モニタリング、例えば、内幸町ホールですと27

年が労働で28年は経営。で、10年、指定期間が10年間の施設については、このサイクルのモニタリングを5年ごとと書いていますんですが、これ、さっきおっしゃった第三者機関的な50万円とか46万円、毎年払う方は、これは、例えば内幸町ホールですと、平成27年に労働で50万円払って、平成28年、経営で50万とか46万払って、平成29、30、31の3年間はモニタリングはしないと、そういう意味合いの表でございませうか。いかがでしょうか。

○佐藤文化スポーツ担当部長 委員おっしゃるとおり、5年のサイクルの中で労働と経営、1回ずつやると。空白の年は何もやらないかということじゃなくて、当然、事業者のチェックというのは区のほうでやっております。第三者機関におけるこうしたモニタリングというのは、5年のサイクルの中では2回という意味です。10年の施設というのは、福祉施設になりますけど、そこでは2回ローリングするというようなことでございます。

○小林委員長 これ、何かモニタリングをこの指定管理者にはしなくちゃいけないという通達か何かがあるの。通達というか。（発言する者あり）やるって、何かあるの。指定管理者の民間開放についてのときに、5年をサイクルにしてモニタリングをして、たまたまこれは経営と労働のモニタリングをするということをやっているんだよね、5年の中で。それ、たしかさ、あったんじゃないか。民間開放の中で。

政策経営部長。

○村木政策経営部長 こちらのモニタリングは、自治法の規定に基づいて自治法上は……

○小林委員長 だよ。

○村木政策経営部長 実施できるという規定ですが、区のほうでは、それに基づいて実施しているということでございます。

○小林委員長 で、区が、だから5年に決めて、2回やるというのを決めていているということね。

○村木政策経営部長 そうということでございます。

○小林委員長 そういうことです。だから、もし、のざわ委員、この2回で足りないと、5年のうちに、そうやっても、もっと監査をやれという質問なのか。今、区の決めた中で5年の中で2回、労働と経営をやっているというのが、今の区のシステムの中で運用しているということなんです。はい。そういうことの中で、質問をもう一度。

○のざわ委員 収支は毎年毎年、当然出てまいりますので、それで、その数字に対しては、やはり事業計画の承認等をする関係上、当然お金を払うと。税金を使うということもございまして、区としても一番重要なポイントの一つだと思いますので。モニタリングの、これはこれで本当に素晴らしいことだと思うんですが、収支に関する何か計画を承認して進んでいくということでございますので、一年一年、単年で確認、承認をする仕組みをご検討されるのは大切なと思うんですが、いかがでしょうか。

○小林委員長 先ほどね、説明の中で、今、のざわ委員が言っていたの。収支をやるときに、例えば、損失補填をしたわけだよ。ほかのところ、成功しているところはしていないわけだから。それが米印で基本協定の47条、庁内通知に基づき、コロナの収入減を不可抗力と判定し、合理的に認められたという、こういう決まりの中でお支払いしているわけでしょう。それは、のざわさんね、のざわ委員、こういう経営の中では、そういう一応、指定管理者との取決めでやっているんです。その中で、のざわさんが今、言うような収支

というか財務については、一応、行って毎年チェックはしているということなんですね。その中で、のざわ委員としては、これでは、どういうところを指摘しているんでしょうか。もう一度、お願いできますか。

○のざわ委員 確かに、46条でしょうか、47条というふうにも聞こえたんですけど、マイナスを補填するための言葉があったと思うんですが。損失補填額、これはルールに決めてということなんですけども、これはもうセーフティーネットとして、もしくは、これがないとなかなか手を挙げる事業者の方も、ひょっとするといなくなってしまうんですけども、理想としましては損失補償額を使わないことができる運営をする方に運営をしていただく、もしくは、平等・公平の区民の観点から、区民サービスのクオリティを落とさないで運営をしていくということも含めて運営をしていただく方に運営をしていただくのが理想であるということだと思いますので。

次のこの事業を、指定管理をする方が入っていただけるような、そういう仕組みづくりというのは、毎年の事業計画の見直しの中でだんだんだんだんレベルが上がっていくんじゃないかなと個人的には思いますので。そういう取組をしていただくというのは大切なことじゃないかなと思ひまして、そのような質問をさせていただいているということでございます。

○佐藤文化スポーツ担当部長 指定管理者の仕組みとして、ここは利用料金制度ということで、指定管理の収入は区の歳入ではなくて、スポーツセンターもそうですけれども、利用者が納めてくれる使用料については指定管理者の収入になります。その上限というのは、区の条例で、ここまでだったら料金設定いいよということで上限料金を設定しております。我々としては、5年間やってくれる事業者を募集して、提案してもらって選定しているんですけども、その中では事業計画、収支も含めた事業計画を出していただいて、サービス面だけではなくて、コスト面も含めて事業者選定しているわけです。

今回、損失補填ということで区の財源が入っていますけれども、それは協定に基づくもので、本当にまねなものです。今回、コロナということで、5年で出していた計画の収入の部分がままならないということで。ただ、休止するわけにはいきませんので、我々としても協議をして、苦渋の決断ではないですけども、財政当局にも認めていただいて、今回、損失補填を入れているわけです。当然、基本的には収入と支出の足らず前が指定管理料ということでやっておりますので、その辺については、今後も収支はきちんと見極めながら、事業者選定、毎年の運営をやっていきたいというふうに考えております。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○小林委員長 ほかに。

○田中副委員長 事業者選定のことについて、少しお伺いします。

今回、この資料にあります九段生涯学習館とスポーツセンターが両方とも同じコンソーシアムというか、ちよだすぼすたみらいという代表団体が一つありまして、そのほかに構成団体が三つある同じ構成となっているんですけども、こちら、今回は令和4年から令和9年までなんですけど、この団体が以前からやられているのかどうか、今回だけなのか。また、あと、団体、この4者の構成、今回はこうなんですけども、この構成団体が千代田区の指定管理者として請け負っているのが、ほかにも以前にもあるのか。あと、その構成団体が何年、何年とか期限なく請け負えるものなのか、そういう規則が、規定があるの

かどうか、お伺いしたいと思います。

○小林委員長 ちょっとモニタリングから話が。

○田中副委員長 そうですね。

○小林委員長 入っていますけど、ちょっと答えられる範囲で。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 まず、こちらのコンソーシアムでございますが、指定管理者制度は平成19年4月から生涯学習館とスポーツセンター、同時にというふうな形で始まっておりまして、そのときから恐らく。すぼすたみらいという名前かどうかは、あれなんですけれども。

生涯学習館ですね、7階、8階、ああ、ごめんなさい、スポーツセンターの7階、8階に生涯学習施設もあるということから、両方を一体的に運用したほうが効率的であろうということで、スポーツセンターと生涯学習館を一緒に、選定のときにも一緒に選定をしているという、合わせて提案を求めているというふうな形でございます。なので、すぼすたみらいという名前で今までやっていたかどうかは、すみません、過去のを見ないと分からないんですけれども、今までも生涯学習館とスポーツセンターという異なる施設のものをやっていますので、コンソーシアムを組んでいたのではないかなというふうに考えているところが一つと。

期限なく請け負えるかということにつきましては、これは5年間で1回、指定管理が終了いたしますので、その時点で、また指定管理の選定業務が入ると。その際に、また同じ名前で、また同じ構成で手を挙げてきて、そこが指定管理者として指定されれば、また同じ、続けるという、続くという形にはなるんですけれども、一応5年間、指定管理期間である5年間で1回リセットされるものというふうに私としては認識しております。

○田中副委員長 ありがとうございます。そうですね。1回は5年なんですけれども、その5年を何回も、何回でも期限なく続けられるのかどうかということ、お願いします。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 こちらにつきましては、特に、同じ会社が何回受託してはいけないというふうな上限は設けていないというふうに認識しております。

○小林委員長 その都度、また入札をして選定をするということです。そのときに、また議会に報告があるというシステムなんで、その5年が終わった後、その企業は、有利かもしれないんだよね、やっているから有利かもしれないんだけど、その都度リセットして、もう一度入札をするというのが今の運営の状況です。

いいですか。

○田中副委員長 はい。

○小林委員長 ほかにございますか。

○入山委員 今回、指定管理施設に関わる事業報告概要を見させていただいたんですけれども、九段生涯学習館とスポーツセンター、図書館等々あるんですけれども、この中で指定管理者による自己評価、サービスの提供について、また、収支について、いろいろ書いてはあるんですけれども、区の評価もあるんですけれども、近隣区のスポーツセンター、もしくは図書館等々に、何かそういう評価というか、見に行ったりとか。サービスの向上という意味では、こういったものをやっているのかなというのを見るのはいかがでしょうか。

○菊池文化振興課長 新たな図書館サービス、それから文化財、図書館のDX化というところ

ろを見据えて、新しいそういったサービスの在り方というものがないかなということは、常々、我々も考えているところです。先月、2か月前でしたか、特徴のあるサービスを提供している場所として、武蔵野プレイスという図書館サービス、子ども・子育てサービスを実施しているところがございまして、そちらのほうに私どもと区長と一緒に視察してまいりました。この内容につきましては、我々の中で共有させていただいて、次の図書館・文化財サービスに生かしていきたいというふうに考えております。

○小林委員長 はい。

入山委員。あ、まだ、ある。いいですか。

課長。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 九段生涯学習館とスポーツセンターにつきましても、それぞれ建て替えも予定されている施設でございますので、例えば、スポーツセンターにつきましても、近隣区の大きな、例えば墨田区とか港区とか、そういったところを調査したり実際に現地確認をしたりとかですね。あと、生涯学習館につきましても同様の施設で、一つは武蔵野プレイスというのが今出たんですけれども、そういったような施設の調査は行っているところでございます。

○小林委員長 入山委員。

○入山委員 ありがとうございます。何かいろいろと見に行ってくださいということなんですけれども、スポーツセンターとか九段生涯学習館、今度、機能更新というか開発に向けて進んでいるとは思いますが、これから、利用者からいろいろ、やっぱり利用しづらいと。空調がよくないとかということも伺ってはいる中で、今、民間のスポーツ施設なんかも結構いろいろ出てきてはいるんですけれども、そこら辺のモニタリング、逆に、そういったことをやっているのかということも調べていただけたらなと思います。よろしく願いいたします。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 今頂いた、民間施設、今後、施設を建て替える際に代替施設等の検討も必要でございますので、そういった中で、民間施設で、こういったいいサービスをやっていて、区のほうに参考になるかということも、併せて研究してまいりたいと思います。

○小林委員長 ほかにございますか。

○大坂委員 図書館について、具体的なところで1点だけ確認させてください。報告書の3番の(3)の利用者サービスの向上のところ、接遇面について指摘があったかと思えます。個人のスキルのばらつきがという話なんですけれども、これは往々にして民間企業でも、こういった課題というのはよくあることだと思っています。ですので、それに対する対応策というものも、恐らく確立されたものというのが世の中にはある中で、こういった指摘を受けて区としてどういう指導を行っていくのか、どういう改善策を行っていくのかというところまで、今進んでいるのかどうか、お願いします。

○菊池文化振興課長 今回ご指摘を受けました接遇の問題に対してですが、先ほど私、申し述べました月1回、私どものほうでチェックしているものがあります。これは職員のほうで実施しているものですが、やはり客観性とか公平性といった面で若干問題があるかなというふうに思っておりますので、これを本当に客観的に見ていただくためには、本当に外部委託という形で月1回でも、これは外部委託という形を取って公正な形で評価しても



らうような、そういった仕組みを考えております。

また、全体を、PDCAを回していく機関として、千代田区の図書館評議会というものがあります。この中で、きちっとそういった内容が実施されているかどうか、また、事業が改善されているかどうかということきちっと評価させていただいて、報告させていただくといったことも考えております。

○大坂委員 サービスの平準化というのは、非常に重要な問題だと思っています。特に、千代田区の場合、図書館は5館ありますので、一つだけよければいいという話ではなくて、それが全て均一のレベルでサービスを保っていくためには、ある程度、そこにコストもかけていく必要があるのかなというふうには認識していますので、しっかりと追跡というか、今後どういった形で改善されていくのかということも含めて、しっかりと対応していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○菊池文化振興課長 サービスレベルの維持といった点につきましては、こちらの指定管理の業務水準の中にもうたわれております。60%以上の司書、資格のある人を保有するといったことは、これはサービスレベルといったところできちっと保持していかなければならないと思っています。これを保持した上で、さらなるサービスの向上といったものを図っていきたいと。区としても、そういった指導・監督はきちっとしていきたいと思っています。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○のざわ委員 先ほど、小野委員でしょうか、ご質問でこの報告のフォームの統一をお願いされまして、それで、その方向でというお答えを頂いたように聞こえたんで、一つ。

私、そもそも、やっぱりEBPMの推進は非常にこれから大事だというふうに思っています、できましたらCSVで、こういうデータを全部。非常に難しいことは分かるんですが、一環として分析ができるような形での方向性を、すぐにできるとは思いませんけれども、そういう志向のご検討をこれからもしていただきたいと思います。フォームをそろえる中で、そういうCSVでデータとして、最終的にEBPMでデータ解析できるような方向での資料の統一性も踏まえながらのご検討をいただけることは、区民の方々にとってもいいことじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○村木政策経営部長 ただいまのご質問ですが、こちらのモニタリングの報告につきましては、今、地域振興部のほうからご報告があったような形で、大体統一された形で、皆様に分かりやすいというふうに我々が認識した形でご報告させていただいております。

これをEBPMの視点からどういうふうに考えるかにつきましては、区の政策立案の在り方、それ全般に係る問題ですので、その中で、このモニタリングの件、モニタリングというか指定管理者の実態につきましても、きちんとした根拠に基づいた政策立案とか運用ができるように、きちんとしていきたいというふうに考えてございます。

○小林委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○小林委員長 いいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。ちょっと抜けているというか、アラームを出すという。モニタリン

グを終えて、いろいろデータも出て、ちゃんと評価しているんだけど、特に指定管理者自体のセキュリティに関する問題、業者の。例えば、例を出すと、図書館とかホームページで1回事故が起きましたよね。それは、一つの指定管理者ではセキュリティが十分、指定管理料を払って、幾らでモニタリングやって大丈夫だ、いい経営をしているといっても、セキュリティを維持できるのかというところがあって。それについて、やっぱり区全体として、図書館を達成したの、そのときに対応されたと思うんだけど、どういう対策をして、今、どういう体制になっているのか。

ホームページね。多分、例を出すとホームページとかね。指定管理者、今、報告しただけじゃなくて、全部ホームページを持っているわけでしょう。それは、指定管理者に任せただけ以上、千代田区のホームページと連動しているわけなんだから、その辺の全体の体制というのは、本庁がどう管理をして、指定管理者に対してどういう連携を行っているかという。セキュリティについてね。その辺は、どのように行っているんでしょうか。

○夏目デジタル担当部長 まず、指定管理者と基本協定の中で、まず、千代田区情報セキュリティポリシー対策基準というのがあります。指定管理者はそれを遵守しなきゃいけないというふうに、まずは決めております。図書館の件、ホームページのことだったと思うんですが、ホームページの運用に当たっては、別にウェブサイト構築対策基準というのを遵守してくださいというふうになっています。さらに、ウェブサイトのセキュリティ診断に対応することということで、区のほうでは指定管理者のウェブサイトセキュリティ診断というのを実施をして、現状は、そういったことで対応しております。

○小林委員長 要するに、指定管理者のいろいろな規定をして、それで十分ですかということなんです。なぜかという、そこが破られちゃうとか悪くなったら、千代田区が悪いということになっちゃうんで。その辺は差があるじゃないですか、企業の体質、体力にも。で、それを、セキュリティを安全にやるのは、そんな決まりでやっていますからだけじゃなくて、区としてやっぱりある程度の防御をしていかないといけないと思うんですね。今言われたのは、こういう規定に沿ってやってもらっていますといっても、実際どうなのかというのは、本庁のほうでコントロールしないと指定管理者全体が安全かどうかというのは分からないんで、その辺についてはどうなのかということです。

○夏目デジタル担当部長 今申し上げた対策、それから守ってくださいねということ、現状で特段問題はないんですが、ただ、セキュリティに関しては、やっぱりそれを破ろうとする人たちの技術とか、そういったものもありますので、そういった対策に関して専門家などの意見も聞きながら、常に更新をしていきたいなというふうに考えております。

○小林委員長 はい。委員の方から、いろいろ意見も頂いておりました。

それでは、ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、（１）の指定管理施設に関するモニタリングについての質疑を終了いたします。

以上で地域振興部の報告を終わり、日程１、報告事項は終了します。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、次に入ります。日程２、その他です。

委員の皆様から、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、執行機関から何かございますか。（発言する者あり）特になし。

それでは、本日は、この程度をもちまして委員会を閉会します。どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

午前11時44分閉会